

# 五条川右岸流域下水道指定管理者モニタリング結果（平成30年度）

## 1 施設名称及び概要

施設名	五条川右岸流域下水道
所在地	岩倉市北島町権現山7番地の1
設置根拠	愛知県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成13年4月 供用開始）
施設概要	処理方式 凝集剤添加硝化脱窒法
	処理能力 30,000m <sup>3</sup> /日最大
	関係市町 一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町

## 2 指定管理者名称及び概要

・指定管理者名	公益財団法人 愛知水と緑の公社
・指定期間	平成28年4月1日から令和8年3月31日まで
・指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	<p>運転管理の効率化や長期的視野に立った計画的な施設の保守点検、修繕による維持管理コストの縮減（平成28年度から実施。）</p> <p>汚泥有効利用の推進（平成28年度から実施。）</p> <p>下水道及び水環境に関する普及啓発や環境教育の実施（平成28年度から実施。）</p>

## 3 管理状況

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)	
	目標値	実績値(①)	目標値	実績値(②)		
処理水量(m <sup>3</sup> )		9,016,731		8,641,613	375,118	
放流水質 (mg/L)	COD	20	8.2	20	7.7	0.5
	全窒素	10	5.7	13.3	6.2	△ 0.5
	全リン	1	0.2	1	0.2	0.0

## 4 収支状況

(単位：千円)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	当初計画値	実績値(①)	当初計画値	実績値(②)	
収入	682,309	610,235	594,202	574,493	35,742
支出	682,309	610,235	594,202	574,493	35,742
収支差	0	0	0	0	0

## 5 モニタリング結果

### (1) 総合評価

評価結果	評価の考え方
A	協定書や仕様書で定めた内容が県の求める水準どおり実施された。

## (2) 個別項目

項目名称	県の評価	
基本項目	A	法令遵守等が県の求める水準どおり実施された。
維持管理の状況	A	放流水質管理値の達成、施設の管理運営等が県の求める水準どおり実施された。
効率化に向けた取組	A	温室効果ガス排出量の削減、1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費及び使用電力量の削減が県の求める水準どおり実施された。
危機管理体制の構築	A	緊急時の対応、BCPの充実等が県の求める水準どおり実施された。
光熱水費の管理状況	A	電気、水道、燃料等の使用量の把握、管理が県の求める水準どおり実施された。
その他の取組状況	A	経費削減の取組、普及啓発活動の実施等が県の求める水準どおり実施された。

### 【評価結果の基準】

- S 県の求める水準を大幅に上回る    A+ 県の求める水準を上回る  
A 県の求める水準（業務仕様書の水準） B 県の求める水準に対して一部不十分  
C 県の求める水準に対して不十分

## (3) 今後の対応等

引き続き適切な管理運営を行うよう、指導していく。

## 6 その他

特になし。

### ○問い合わせ先等

建設局下水道課施設管理グループ  
電話：052-954-6463（ダイヤルイン）  
ファクシミリ：052-972-6416  
メールアドレス：gesuido@pref.aichi.lg.jp